

意見書第5号

原子力発電所の安全対策等を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成23年 9月22日

提出者 野洲市議会議員 鈴木 市朗

賛成者 野洲市議会議員 河野 司

賛成者 野洲市議会議員 田中 孝嗣

賛成者 野洲市議会議員 西本 俊吉

賛成者 野洲市議会議員 梶山 幾世

原子力発電所の安全対策等を求める意見書（案）

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大津波は、福島第一原子力発電所を襲い、全交流電源を失ったうえに冷却機能も喪失し、大量の放射性物質が放出され、今なお深刻な状況が続いています。

滋賀県は、原子力発電所が集中する福井県と隣接しており、本市は大飯原子力発電所から60km圏内、美浜や敦賀原子力発電所等から70km圏内にあります。

しかし、国の定めるEPZ10km圏外に位置するため国や事業者による原子力対策が十分に講じられていません。

近畿1400万人の水源である琵琶湖や周辺環境の安全性を確保するため、次の事項について万全な取り組みを早急に推進されるよう強く求めます。

記

1. 原子力施設の安全対策について

今回の原子力事故に係る分析・検証結果を踏まえ、活断層の調査や原子力施設の高経年化を踏まえた安全基準の見直しなど原子力発電施設の安全性の確保に万全を期すこと。

2. 情報伝達体制の再点検と情報開示について

隣接する原子力発電所で、万一事故が発生した場合の原子力事業者から国、県及び県内関係市町への情報伝達体制の再点検と情報開示を徹底すること。

3. 原子力災害対策にかかる法律等の見直しについて

今回の事故を受け、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」（EPZ）を適正な範囲に拡大するなど、国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。

4. 再生可能エネルギー導入の取り組みについて

今後のエネルギー政策の方向性を明らかにするとともに、太陽光や風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギー導入を促す施策の推進及び万全な廃棄処分方法の法制化を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月 日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
経済産業大臣

宛

意見書第6号

政党助成金制度の廃止を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成23年 9月22日

提出者 野洲市議会議員 太田 健一

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

政党助成金制度の廃止を求める意見書（案）

政党助成金は1994年、金権政治に対する国民の批判を背景に「政治改革」関連法として導入されました。また、政党助成金制度の導入により、企業・団体献金の廃止も方向付されています。

ところが導入後16年となる現在においても企業・団体献金は禁止されず、いまなお多くの政党が献金を受けています。このように政党の財政の主要な部分が、政党助成金及び企業・団体献金で賄われることは政党が国民から遊離する政治になることは明らかであります。

一方、本来、国庫に返納しなければならない政党助成金の残額44億円（2009年度）が貯め込まれ、不明朗なまま使用されているなど新たな問題となっています。

現在、深刻な不況の中で国民生活や経済が疲弊しています。また、東日本大震災・福島原発事故で被災者・被災地が苦しんでいる中、去る7月20日、2011年度の政党助成金（総額約320億円）の2回目の交付が行われ國民から批判の声が寄せられています。

本来、このような時だからこそ、國民の税金は東日本大震災を始め國民生活向上のために使うべきであります。よって、政党助成金の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月 日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
内閣官房長官
行政刷新担当大臣

} 宛

意見書第7号

福井原発群の安全対策を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成23年 9月22日

提出者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

福井原発群の安全対策を求める意見書（案）

東京電力福島第一原子力発電所事故は、6カ月を経過したいまも深刻な事態が続いています。特に放射能に対する被害と影響、不安は福島県民のみならず日本全体に広がり、原発からの撤退を求める世論は日増しに高まっています。

ひとたび原発施設で事故が起り、放射性物質が外部に放出されると、もはやそれを完全に抑える手段は存在しません。被害が広範囲に広がることは今回の事故でも明らかになりました。同時に使用済核燃料に対する処理も、現在の技術では、閉じ込めておくことしか方法がありません。

本市議会では、事故後の6月定例市議会で、「原発依存のエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書」を全会一致で採択し、政府関係機関に送付したところであります。以降、政府は「原発依存の見直し」の表明もしましたが、その一方で北海道電力泊原発3号機の営業運転再開に見られる動きや九州電力の「やらせメール」事件が起こるなど国民の怒りが広がっています。

滋賀県と隣接する福井県若狭湾周辺には原子力発電所が集中しています。この中で、活断層に直近する原発の存在は世界でも稀であります。しかも、運転開始からすでに30年、40年と経過している老朽化原発がその半数を占めています。ひとたび事故が起これば隣接する滋賀県はもとより、琵琶湖の汚染により、近畿1400万人の水源に甚大な影響を及ぼすことは必至であります。

よって、以下の対策を講じられるよう強く求めます。

記

1. 再三事故を繰り返してきた高速増殖炉「もんじゅ」の再稼働をせず、廃炉にされること。
2. 老朽化原発の運転延長は認めないこと。
3. 敦賀原発の3号機・4号機の増設計画は中止されること。
4. 事故及び定期点検で停止中の原発については、福島原発事故の教訓を踏まえた新たな安全基準が確立されない限り、運転再開は認めないこと。仮に運転再開となれば、福井原発群が滋賀県と隣接しており、県内市町の同意を条件とすること。
5. 原発依存政策を抜本的に改め、自然エネルギーへの転換を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月 日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣

} 宛、

意見書第8号

生活保護制度に「有期制」の導入を行わないことを求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成23年 9月22日

提出者 野洲市議会議員 野並 享子

賛成者 野洲市議会議員 小菅 六雄

賛成者 野洲市議会議員 太田 健一

生活保護制度に「有期制」の導入を行わないことを求める意見書（案）

生活保護制度は、憲法第25条（健康で文化的な最低限度の生活を営む権利）に保障された、国が責任を持つ最後のセーフティーネットです。

しかし、今年5月から始まった「生活保護に関する国と地方の協議」では、働く年齢層（16～65歳）に対して、「就労自立」を促しボランティアや軽作業を義務付け、これらの態度をみて3～5年で受給の可否を判断する更新制度（有期制）を導入することが検討されています。

しかし、今日、厳しい経済・社会情勢のもと、加えて東日本大震災により、雇用の実態は一層困難であることは明らかであります。こうした事態にもかかわらず、有期制の導入は実情とかい離したものであり、憲法が保障する国民の生存権すら脅かすことになります。

よって、生活保護における有期制の導入を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年9月 日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛

意見書第9号

学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書（案）

上記の意見書を提出する。

平成23年 9月22日

提出者 野洲市議会議員 梶山 幾世
賛成者 野洲市議会議員 田中 良隆
賛成者 野洲市議会議員 丸山 敬二
賛成者 野洲市議会議員 矢野 隆行

学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書（案）

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要です。

この度の東日本大震災においても、学校施設は発災直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活の拠り所となりましたが、他方、食料や毛布等備蓄物資が不足し、通信手段を失い、外部と連携が取れなかつた等々学校施設の防災機能について様々な課題が浮かび上がつてきました。

文部科学省は今年7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言をとりまとめました。今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子ども達や地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されています。

災害は待ってくれません。よって、政府におかれましては、今回のように大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するようにすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充に関する以下の項目について、速やかに実施するよう強く要望します。

1. 新増改築時のみ整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設防災機能向上のための新たな制度を創設すること。
2. 制度創設にあわせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。
3. 学校施設の防災機能向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月 日

滋賀県野洲市議会議長 立入 三千男

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣

} 宛